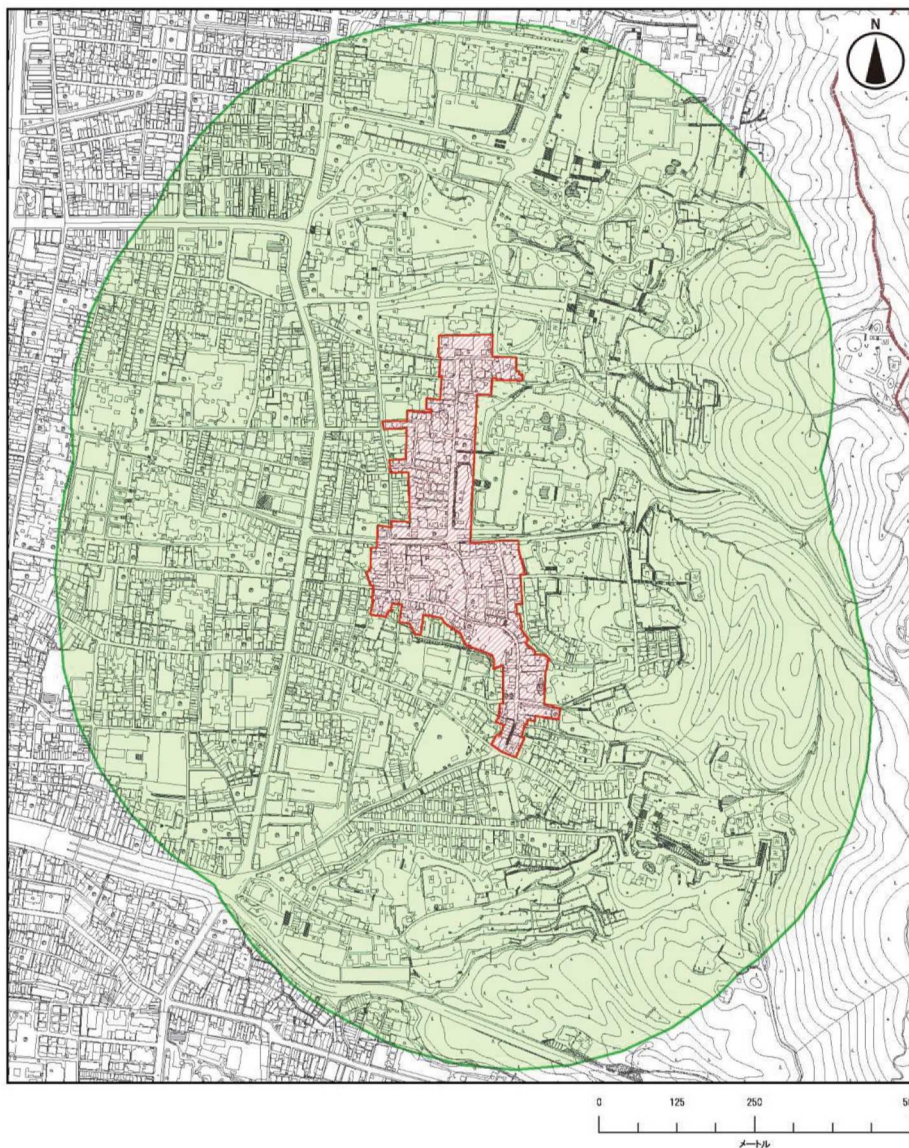




(31) 産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り



●保全区域の範囲

凡例	区域の種別	区域の範囲
	視点場	産寧坂伝統的建造物群保存地区内の道路
	近景デザイン保全区域	産寧坂伝統的建造物群保存地区の地区界からの水平距離が500m以内の範囲

●近景デザイン保全区域の基準

1 建築物等は、産寧坂沿道の伝統的建造物群等及びその背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定勾配屋根とすること。 ● 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ● 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 塔屋を設けないこと。 ● 建築物等の各部分は、歴史的な町並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みとの調和に配慮したものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

